

【問23】 あなたの住んでいる地域の人々について、うかがいます。

イ) たいていの方は信頼できると思いますか。それとも、常に用心した方がよいと思いますか。(○は1つ)

- 1 信頼できると思う
- 2 常に用心した方がよい
- 3 その他(具体的に )
- 4 わからない

(64)

ロ) 他人は、機会があれば、あなたを利用しようとしていると思いますか、それともそんなことはないと思いますか。(○は1つ)

- 1 他人は機会があれば利用しようとしていると思う
- 2 そんなことはないと思う
- 3 その他(具体的に )
- 4 わからない

(65)

ハ) たいていの方は、他人の役にたとうとしていると思いますか、それとも自分のことだけ考えていると思いますか。(○は1つ)

- 1 他人の役にたとうとしている
- 2 自分のことだけ考えている
- 3 その他(具体的に )
- 4 わからない

(66)

【問24】 ひとくちにいて、あなたは今の生活に満足していますか。それとも不満がありますか。(○は1つ)

- |     |      |      |     |
|-----|------|------|-----|
| 1   | 2    | 3    | 4   |
| 満 足 | やや満足 | やや不満 | 不 満 |

(67)

お疲れかもしれませんが  
もう少し、お付き合いください。



※ あなたの世帯（同居されている方）について、お聞きします。

【問25】 あなたの世帯は次のうち、どれに当てはまりますか。（○は1つ）

⑦=3

- |                  |         |
|------------------|---------|
| 1 一人暮らし          | 4 三世帯世帯 |
| 2 夫婦のみ世帯         | 5 その他   |
| 3 二世帯世帯（親と未婚の子供） |         |

⑧

【問26】 次の（a）～（f）について、それぞれお答えください。（「1」に○をつけた方は、（ ）内に人数をご記入ください）

a いま、一緒に住んでいる方はいますか。（単身赴任・入院入所中の方を除く）

- |   |       |
|---|-------|
| 1 いる ⇒ あなたを含めて ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|---|-------|

⑨

⑩

b 65歳以上の方はいますか。（あなたが65歳以上の場合はあなたも含めて）

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 いる ⇒ ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|-----------------------------------|-------|

⑫

⑬

⑭

c 6歳未満の児童はいますか。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 いる ⇒ ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|-----------------------------------|-------|

⑮

⑯

⑰

d 在宅で介護を常に必要としている方はいますか。（あなたが介護を常に必要としている場合はあなたも含めて）

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 いる ⇒ ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|-----------------------------------|-------|

⑱

⑲

⑳

e ところで、現在、単身赴任などで一時的に別居されている方はいますか。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 いる ⇒ ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|-----------------------------------|-------|

㉑

㉒

㉓

f 現在、病院・福祉介護施設へ一週間以上、入院・入所されている方はいますか。

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| 1 いる ⇒ ( <input type="text"/> ) 人 | 2 いない |
|-----------------------------------|-------|

㉔

㉕

㉖

【問27】 あなたの現在のお住まいは以下の中のどれですか。（○は1つ）

- |            |               |
|------------|---------------|
| 1 持ち家・一戸建て | 4 民間賃貸・共同住宅   |
| 2 持ち家・共同住宅 | 5 社宅（公務員住宅含む） |
| 3 借家・一戸建て  | 6 その他（具体的に    |

㉗

【問28】 あなたの世帯全体の、過去一ヶ月間の出費について、うかがいます。

次にあげる(a)～(g)について、差し支えない範囲でお答えください。なお、出費がなかった場合は、0(ゼロ)とご記入ください。

十 万 万 千 百 十

a 食費(外食費を除く)							円
b 健康食品(クロレラ、青汁、まむし、すっぽん、高麗にんじん、プロポリスなど)、特定保健用食品(高カテキン飲料、強化乳酸菌食品、ポリフェノール、イソフラボンなど)、ドリンク剤の購入							円
c 病者用食品(糖尿病食、低蛋白食、低塩分食など)の購入							円
d 市販薬(感冒薬、胃腸薬、下剤、睡眠改善薬、シップや軟膏など外用薬)や、包帯やばんそうこう・マスクなどの衛生品の購入							円
e サプリメント(ビタミン剤、カルシウム・鉄剤、コエンザイムQ10など)の購入							円
f 疲労回復のためのマッサージ(あんま、リフレクソロジー、アロマセラピーなど)の購入							円
g 健康増進を目的とした運動ジムなどの月使用料や参加料							円

十 万 万 千 百 十

【問29】 次のうち、過去1年間(平成17年5月～平成18年4月)にあなたの世帯で購入したものはありますか。(○はいくつでも)

1 めがね・コンタクトレンズ	6 体重計・体脂肪計
2 補聴器	7 血圧計
3 入れ歯(インプラントを含む)	8 磁気ネックレスなどの健康器具
4 車椅子	9 マッサージ器具(マッサージチェアなど)
5 松葉つえ	10 購入したものはなし

【問30】 次のうち、あなた個人の名義で加入している民間の医療保険(入院保険)はありますか。(○はいくつでも)

1 入院特約付きの医療保険	5 その他の民間医療保険
2 がん保険	6 加入しているが中身はわからない
3 介護特約付きの医療保険	7 加入していない
4 成人病・生活習慣病特約付きの医療保険	

※ 最後に、あなたご自身のことについてお聞きします。

【問3 1】 性別をお聞かせください。

1 女                      2 男

72



【問3 2】 年齢についてお聞かせください。

満  歳

73 74

【補問3 2-1】 あなたは、介護保険制度の要介護度認定を受けたことがありますか。

1	2	3	4
受けたことがある	受けていない	認定を申請中	わからない

75

\* 【問3 3】へおすすみください

【補問3 2-2】 (補問【3 2-1】で「1」に○をつけた方にうかがいます)  
あなたの現在の要介護度は、次のうちどれですか。(○は1つ)

1 (要支援1)	3 (要介護度1)	8 認定対象外
2 (要支援2)	4 (要介護度2)	9 わからない
	5 (要介護度3)	
	6 (要介護度4)	
	7 (要介護度5)	

76

【問3 3】 あなたが最後に卒業された学校は、次のうちどれですか。中退・在学中は卒業としてお答えください。(○は1つ)

1 小学校・中学校 (及び旧高小)	4 大学
2 高校・専門学校 (及び旧中)	5 大学院
3 短大・高専	

77

【問3 4】 あなたの現在の婚姻状況は、次のうちどれですか。(○は1つ)

1 未婚 (これまで結婚したことがない)
2 既婚 (現在結婚している)
3 婚姻以外の内縁 (現在結婚はしていないが、同棲・内縁関係にある)
4 離婚 (今は結婚していない)
5 死別 (今は結婚していない)

78

【問35】 あなたは現在、職業（家業の手伝いも含む）についていますか。（○は1つ）

- 1 仕事についている
- 2 仕事についているが、休職中（育児休業、介護休業中）である
- 3 仕事についているが、病気療養のため休職中である
- 4 現在失業中である
- 5 引退している
- 6 家事に専業で従事している
- 7 学生である

**重要です！** 以下の【補問35-1】～【補問35-3】は、次の注意をよくお読みの上、全員の方がお答えください。

- 「6 家事専業」か「7 学生」に○をつけた方は、配偶者ないし家計の主たる稼得者についてお答えください。
- 「5 引退後」に○をつけた方は、引退前もっとも長く従事した職業についてお答えください。
- 「4 失業中」に○をつけた方は、失業前の直近の状況をもとにお答えください。
- 「2」か「3 休職中」に○をつけた方は、休業前の状況をもとにお答えください。

【補問35-1】 それは次のうち、どのような職業ですか。（○は1つ）

- |            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 1 専門的・技術的職 | 5 サービス職  | 9 生産工程・労務作業職 |
| 2 管理的職     | 6 保安職    | 10 その他の仕事    |
| 3 事務職      | 7 農林漁業職  |              |
| 4 販売職      | 8 運輸・通信職 |              |

【補問35-2】 次のうち、どのような形態で仕事をされていますか。あるいはされていきましたか。（○は1つ）

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1 会社などの役員     | 6 アルバイト   |
| 2 自営業主        | 7 パート職員   |
| 3 自営業の手伝い     | 8 派遣社員    |
| 4 自宅での賃仕事（内職） | 9 契約社員・嘱託 |
| 5 正規の職員・従業員   | 10 その他    |

【補問35-3】 お勤め先の従業者数は、会社・事業全体でどのくらいですか。（○は1つ）

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1 1～4人     | 5 500～999人   |
| 2 5～29人    | 6 1000～4999人 |
| 3 30～99人   | 7 5000人以上    |
| 4 100～499人 | 8 官公庁        |

【問36】 お宅の収入は、ご家族全部合わせて過去1年間で、次のうち、およそどのくらいになりましたか。ボーナスも含め、税込みの合計額をお答えください。(○は1つ)

1	200万円未満	5	1000万円～1500万円未満
2	200万円～500万円未満	6	1500万円以上
3	500万円～700万円未満	7	回答したくない
4	700万円～1000万円未満	8	わからない

83

【問37】 仮に現在の日本社会全体を、次のように5つの層に分けるとすれば、お宅はどれに入るとお考えですか。(○は1つ)

1	2	3	4	5
上	中の上	中の中	中の下	下

84

【問38】 全体的にいて、現在、あなたは幸せだと思いますか。それともそうは思いませんか。(○は1つ)

1	2	3	4
非常に幸せ	やや幸せ	あまり幸せではない	全く幸せではない

85

【問39】 最後に、お答えいただいたやり方について、うかがいます。このアンケートにご記入いただいたのは、対象者ご本人ですか。

1	2
はい	いいえ

86



これで質問はすべて終了です。  
長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。

本アンケート調査にご意見・ご希望などありましたら、自由にご記入ください。

87

## 4. 標本抽出設計と標本抽出方法

## 標本抽出方法

母集団：全国の市区町村に居住する満20歳以上75歳未満の者

標本数：2,000人

地点数：150市町村 150地点

抽出方法：層化2段無作為抽出法

### 〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の11地区に分類した。

#### (地区)

北海道地区＝北海道	(1道)
東北地区＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6県)
関東地区＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県	(1都6県)
北陸地区＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4県)
東山地区＝山梨県、長野県、岐阜県	(3県)
東海地区＝静岡県、愛知県、三重県	(3県)
近畿地区＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2府4県)
中国地区＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5県)
四国地区＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように19分類しそれぞれを第1次層として、計49層とした。

#### ○ 大都市（都市ごとに分類）

（東京都区部、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、  
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市）

#### ○ 人口10万人以上の都市

#### ○ 人口10万人未満の都市

#### ○ 町村

〔注〕ここでいう都市とは、平成17年4月1日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成17年3月31日現在の人口による。



〔標本数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における母集団数（平成17年3月31日現在の20歳以上75歳未満人口）の大きさによりそれぞれ2,000の標本数を比例配分し、各調査地点の標本数が13～14になるように調査地点数を決めた。

〔抽出〕

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成12年国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（調査区）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における国勢調査時の当該母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。等間隔抽出法の始点は乱数法により決定されたが、すでに決定している抽出間隔に応じた始点乱数の上限が決定し、これを加味した乱数発生とした。

3. 抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成12年国勢調査時の、市区町村コードに従った。

註；元となる地方公共団体コードは、旧自治省が1968（昭和43）年に導入したもので、1970（昭和45）年4月1日以降、国勢調査をはじめとする政府の諸統計に使用されている。5桁のコードのうち、上2桁は都道府県（“01”の北海道から“47”の沖縄県まで、北から順）、3桁めは市・郡・特別区別（東京都の特別区は“1”，その他の市は“2”，そして郡部は“3”以上）、最後に下2桁は、各単位の中で定められている配列にしたがって、それぞれの所属市郡区町村に固有コードが割り当てられているが、その順番は都道府県で当該自治体単位が設置された順に原則配列されている（和歌山県のように設置順に関係なく北から順に配列されている場合もある）

4. 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者が抽出できるように、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における国勢調査時の当該母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法（始点は乱数法により発生）によって抽出した。

〔結果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別・標本数及び地点数 (注) 括弧内は地点数

大都市 (各都市別)

東京都区部	138 (10)	名古屋市	39 (3)
札幌市	28 (2)	京都市	26 (2)
仙台市	14 (1)	大阪市	39 (3)
さいたま市	14 (1)	堺市	13 (1)
千葉市	14 (1)	神戸市	26 (2)
横浜市	55 (4)	広島市	14 (1)
川崎市	26 (2)	北九州市	14 (1)
静岡市	13 (1)	福岡市	26 (2)

	大都市	人口10万以上	人口10万未満	郡部(町村)	計
北海道	28 (2)	28 (2)	14 (1)	14 (1)	84 (6)
東北	14 (1)	56 (4)	42 (3)	28 (2)	140 (10)
関東	247 (18)	281 (21)	95 (7)	40 (3)	663 (49)
北陸		52 (4)	26 (2)	13 (1)	91 (7)
東山		26 (2)	39 (3)	13 (1)	78 (6)
東海	52 (4)	94 (7)	39 (3)	14 (1)	199 (15)
近畿	104 (1)	143 (11)	65 (5)	26 (2)	338 (26)
中国	14 (1)	65 (5)	26 (2)	13 (1)	118 (9)
四国		26 (2)	26 (2)	13 (1)	65 (5)
北九州	40 (3)	39 (3)	39 (3)	14 (1)	132 (10)
南九州		52 (4)	26 (2)	14 (1)	92 (7)
計	499 (37)	862 (65)	437 (33)	202 (15)	2000 (150)

NO. 4501 アンケート調査

調査地域…全国  
 標本数…2000  
 地点数…150  
 調査対象…20～74歳の男女個人

上段…標本数、中段…(地点数)、下段…地点番号

	大 都 市					人口10万 以上の市	人口10万 未満の市	郡 部 (町 村)	計
	東京都区部	横浜・京都	川崎・大阪	千葉・名古屋 神戸・北九州	その他の市				
北海道					28 (2) 0151～ 0152	28 (2) 0161～ 0162	14 (1) 0171	14 (1) 0181	84 (6)
東北					14 (1) 0251	56 (4) 0261～ 0264	42 (3) 0271～ 0273	28 (2) 0281～ 0282	140 (10)
関東	138 (10) 0301～ 0310	55 (4) 0321～ 0324	26 (2) 0331～ 0332	14 (1) 0341	14 (1) 0351	281 (21) 0361～ 0369 0461 ～0469 0561～ 0563	95 (7) 0371～ 0377	40 (3) 0381～ 0383	663 (49)
北陸						52 (4) 0661～ 0664	26 (2) 0671～ 0672	13 (1) 0681	91 (7)
東山						26 (2) 0761～ 0762	39 (3) 0771～ 0773	13 (1) 0781	78 (6)
東海				39 (3) 0841～	13 (1) 0851	94 (7) 0861～	39 (3) 0871～	14 (1) 0881	199 (15)
近畿		26 (2) 0921～ 0922	39 (3) 0931～ 0933	26 (2) 0941～ 0942	13 (1) 0951	143 (11) 0961～ 0969 1061 ～1062	65 (5) 0971～ 0975	26 (2) 0981～ 0982	338 (26)
中国					14 (1) 1151	65 (5) 1161～ 1165	26 (2) 1171～ 1172	13 (1) 1181	118 (9)
四国						26 (2) 1261～ 1262	26 (2) 1271～ 1272	13 (1) 1281	65 (5)
北九州				14 (1) 1341	26 (2) 1351～ 1352	39 (3) 1361～ 1363	39 (3) 1371～ 1373	14 (1) 1381	132 (10)
南九州						52 (4) 1461～ 1464	26 (2) 1471～ 1472	14 (1) 1481	92 (7)
計	138 (10)	81 (6)	65 (5)	93 (7)	122 (9)	862 (65)	437 (33)	202 (15)	2000 (150)

平成17年住民台帳によるブロック別2-74歳人口

	大都市1	大都市2	大都市3	大都市4	大都市5	10万以上	10万未満	郡部	計
北海道	0	0	0	0	1,391,258	1,156,444	753,731	792,793	4,094,226
東北	0	0	0	0	733,594	2,661,796	2,005,085	1,384,908	6,785,383
関東	6,300,640	2,640,387	975,700	678,106	866,005	12,825,501	4,334,277	1,821,084	3,441,700
北陸	0	0	0	0	0	2,148,840	1,347,604	379,441	3,875,885
東山	0	0	0	0	0	1,407,645	1,539,613	652,092	3,599,350
東海	0	0	0	1,571,537	517,924	4,415,348	1,750,806	887,437	9,143,052
近畿	0	1,022,643	1,868,215	1,092,412	612,872	6,424,668	2,975,687	999,042	14,995,539
中国	0	0	0	0	822,659	3,000,443	1,050,046	489,159	5,362,307
四国	0	0	0	0	0	1,456,858	942,853	484,686	2,884,397
北九州	0	0	0	711,768	990,186	1,729,734	1,798,368	828,203	6,058,259
南九州	0	0	0	0	0	2,195,450	1,097,964	903,224	4,196,638
計	6,300,640	3,663,030	2,843,915	4,053,823	5,934,498	39,422,727	19,596,034	9,622,069	91,436,736

\* 調査地点一覧表 \*  
第4501号

地点番号	標本数	県名	市町村名
0151	14	北海道	札幌市 北 区
0152	14	北海道	札幌市 西 区
0161	14	北海道	函館市
0162	14	北海道	帯広市
0171	14	北海道	網走市
0181	14	北海道	上川支庁 美瑛町
	(84)	(6)	
	(84)	(6)	
0261	14	青森県	弘前市
0281	14	青森県	東津軽郡 平内町
	(28)	(2)	
0262	14	岩手県	奥州市
	(14)	(1)	
0251	14	宮城県	仙台市 青葉区
0271	14	宮城県	塩竈市
0282	14	宮城県	加美郡 加美町
	(42)	(3)	
0272	14	秋田県	潟上市
	(14)	(1)	
0263	14	山形県	山形市
	(14)	(1)	
0264	14	福島県	郡山市
0273	14	福島県	伊達市
	(28)	(2)	
	(140)	(10)	
0361	14	茨城県	水戸市
0371	14	茨城県	北茨城市
0362	13	茨城県	つくば市
	(41)	(3)	
0363	14	栃木県	那須塩原市
0381	14	栃木県	河内郡 河内町
	(28)	(2)	
0364	13	群馬県	高崎市
0372	14	群馬県	富岡市
	(27)	(2)	
0351	14	埼玉県	さいたま市 北 区
0365	13	埼玉県	熊谷市
0366	14	埼玉県	川口市
0367	13	埼玉県	狭山市
0368	14	埼玉県	越谷市
0369	13	埼玉県	新座市
0373	13	埼玉県	北本市
0374	14	埼玉県	幸手市
0382	13	埼玉県	入間郡 越生町
	(121)	(9)	
0341	14	千葉県	千葉市 緑 区
0461	13	千葉県	木更津市
0462	14	千葉県	松戸市
0375	13	千葉県	東金市

\* 調査地点一覧表 \*  
第4501号

地点番号	標本数	県名	市町村名
0463	13	千葉県	習志野市
0464	13	千葉県	流山市
0383	13	千葉県	印旛郡 栄 町
	(93)	(7)	
0301	14	東京都	新宿区
0302	14	東京都	江東区
0303	14	東京都	大田区
0304	14	東京都	世田谷区
0305	13	東京都	杉並区
0306	14	東京都	豊島区
0307	14	東京都	板橋区
0308	14	東京都	練馬区
0309	14	東京都	足立区
0310	13	東京都	江戸川区
0465	14	東京都	八王子市
0466	13	東京都	三鷹市
0467	14	東京都	町田市
0468	13	東京都	東村山市
0376	14	東京都	稲城市
	(206)	(15)	
0321	14	神奈川県	横浜市 西 区
0322	14	神奈川県	横浜市 港北区
0323	14	神奈川県	横浜市 港南区
0324	13	神奈川県	横浜市 青葉区
0331	13	神奈川県	川崎市 幸 区
0332	13	神奈川県	川崎市 多摩区
0469	13	神奈川県	横須賀市
0561	14	神奈川県	茅ヶ崎市
0562	13	神奈川県	秦野市
0563	13	神奈川県	厚木市
0377	13	神奈川県	綾瀬市
	(147)	(11)	
	(663)	(49)	
0662	13	新潟県	新潟市
0661	13	新潟県	長岡市
0671	13	新潟県	阿賀野市
	(39)	(3)	
0663	13	富山県	富山市
	(13)	(1)	
0672	13	石川県	能美市
0681	13	石川県	河北郡 津幡町
	(26)	(2)	
0664	13	福井県	福井市
	(13)	(1)	
	(91)	(7)	
0771	13	山梨県	甲斐市
	(13)	(1)	
0761	13	長野県	長野市
0772	13	長野県	塩尻市

\* 調査地点一覧表 \*  
第4501号

地点番号	標本数	県名	市町村名
0781	13 (39)	長野県	諏訪郡 富士見町
0762	13	岐阜県	岐阜市
0773	13 (26) (78)	岐阜県	美濃市
0851	13	静岡県	静岡市 駿河区
0861	14	静岡県	富士市
0862	13	静岡県	磐田市
0871	13	静岡県	裾野市
0881	14 (67)	静岡県	浜名郡 新居町
0841	13	愛知県	名古屋市 東区
0842	13	愛知県	名古屋市 瑞穂区
0843	13	愛知県	名古屋市 守山区
0863	14	愛知県	豊橋市
0864	13	愛知県	半田市
0865	14	愛知県	豊田市
0872	13	愛知県	犬山市
0873	13 (106)	愛知県	清須市
0866	13	三重県	津市
0867	13 (26) (199)	三重県	鈴鹿市
0961	13	滋賀県	大津市
0971	13 (26)	滋賀県	近江八幡市
0921	13	京都府	京都市 左京区
0922	13	京都府	京都市 伏見区
0972	13 (39)	京都府	城陽市
0931	13	大阪府	大阪市 天王寺区
0932	13	大阪府	大阪市 阿倍野区
0933	13	大阪府	大阪市 平野区
0951	13	大阪府	堺市
0962	13	大阪府	岸和田市
0963	13	大阪府	高槻市
0964	13	大阪府	枚方市
0965	13	大阪府	富田林市
0966	13	大阪府	和泉市
0973	13	大阪府	摂津市
0967	13 (143)	大阪府	東大阪市
0941	13	兵庫県	神戸市 東灘区
0942	13	兵庫県	神戸市 垂水区
0968	13	兵庫県	明石市
0969	13	兵庫県	西宮市
1061	13	兵庫県	加古川市

\* 調査地点一覧表 \*  
第4501号

地点番号	標本数	県名	市町村名
0974	13	兵庫県	三木市
0981	13	兵庫県	多可郡 多可町
	(91)	(7)	
0975	13	奈良県	大和郡山市
1062	13	奈良県	橿原市
	(26)	(2)	
0982	13	和歌山県	日高郡 由良町
	(13)	(1)	
	(338)	(26)	
1181	13	鳥取県	東伯郡 琴浦町
	(13)	(1)	
1161	13	島根県	松江市
	(13)	(1)	
1162	13	岡山県	岡山市
1171	13	岡山県	高梁市
	(26)	(2)	
1151	14	広島県	広島市 南区
1163	13	広島県	三原市
1164	13	広島県	東広島市
	(40)	(3)	
1165	13	山口県	周南市
1172	13	山口県	山陽小野田市
	(26)	(2)	
	(118)	(9)	
1261	13	徳島県	徳島市
	(13)	(1)	
1271	13	香川県	善通寺市
	(13)	(1)	
1262	13	愛媛県	松山市
1281	13	愛媛県	伊方町
	(26)	(2)	
1272	13	高知県	南国市
	(13)	(1)	
	(65)	(5)	
1341	14	福岡県	北九州市 若松区
1351	13	福岡県	福岡市 東区
1352	13	福岡県	福岡市 西区
1361	13	福岡県	久留米市
1371	13	福岡県	嘉麻市
1381	14	福岡県	築上郡 築上町
	(80)	(6)	
1372	13	佐賀県	鹿島市
	(13)	(1)	
1362	13	長崎県	長崎市
1373	13	長崎県	平戸市
	(26)	(2)	
1363	13	大分県	大分市
	(13)	(1)	



\* 調査地点一覧表 \*  
第4501号

地点番号	標本数	県名	市町村名
	(132)	(10)	
1461	13	熊本県	熊本市
1471	13	熊本県	菊池市
	(26)	(2)	
1462	13	宮崎県	都城市
	(13)	(1)	
1463	13	鹿児島県	鹿児島市
1472	13	鹿児島県	南さつま市
	(26)	(2)	
1464	13	沖縄県	那覇市
1481	14	沖縄県	島尻郡 八重瀬町
	(27)	(2)	
	(92)	(7)	
	(2000)	(150)	

地域	カラム①②	地点数	対象者数
北海道	01	6	84
東北	02	10	140
関東	03~05	49	663
北陸	06	7	91
東山	07	6	78
東海	08	15	199
近畿	09~10	26	338
中国	11	9	118
四国	12	5	65
北九州	13	10	132
南九州	14	7	92
		150	2000

都市規模	カラム③	地点数	対象者数
大都市	0~5	37	499
人口10万以上	6	65	862
人口10万未満	7	33	437
郡部(町村)	8	15	202
		150	2000

## ◎住民基本台帳等で抽出ができない場合の名簿(リスト)作成方法

調査対象者の抽出は原則として、住民基本台帳または選挙人名簿から行うが、どちらも使用できない場合は、次の手段により対象者名簿(リスト)を作成する。

### 〔手順〕

#### 1. 世帯の抽出

調査員各自、市町村役場か図書館等で調査地点の「住宅地図」のコピーを入手する。調査員による住宅地図のコピーが入手不可能な場合は本社へ連絡。この場合、本社が該地点の住宅地図のコピーを用意して、担当調査員に送ることとする。

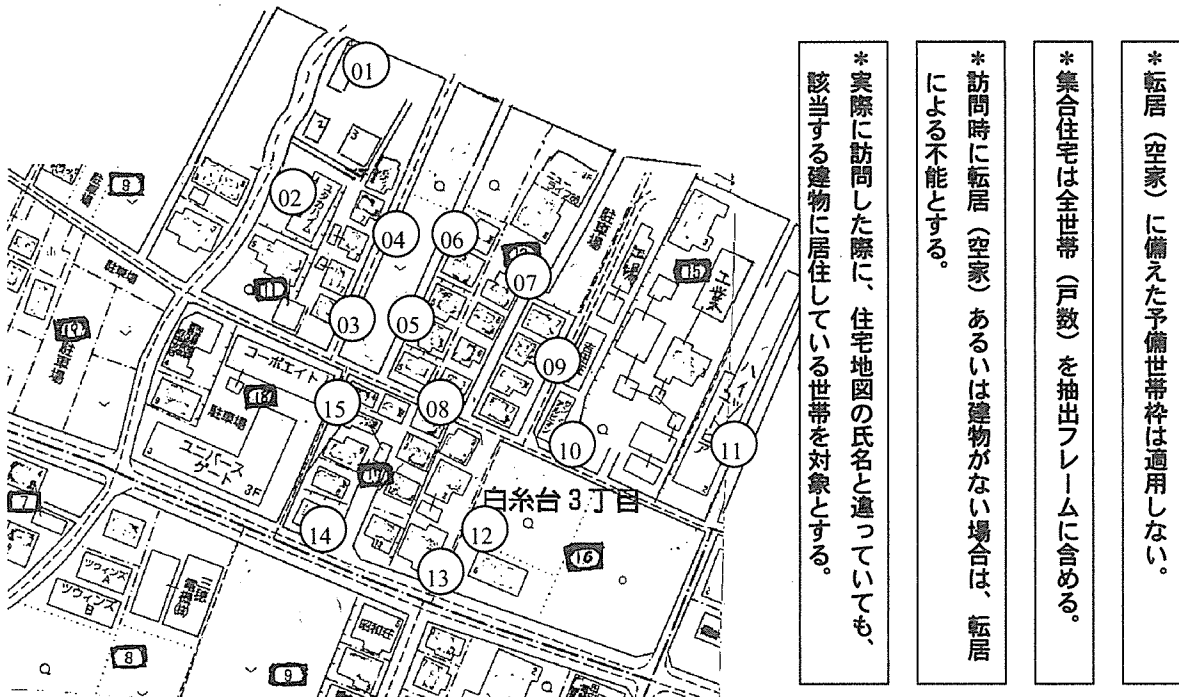
- ① 指定地域内の一番若い番地の任意の一軒を選び、対象番号(01)とする。
- ② (01)の家を起点に右回り(又は左回り)に2軒おきに(02)(03)・・・と対象数分の家を定める。

※ 住宅地図にマーカー等で印をつけ分かるようにしておく。

※ 氏名は実際に調査地点に行ってから確定するので、この段階では名簿には記入しない。

注)個人情報保護の観点より、抽出に使用した住宅地図は、外部への持ち出しを禁じられています。

(例) 調査地点が「\*\*市白糸台3丁目11~」の場合で住宅地図が入手できた場合



- ① 地図の該当番地の一番若い番地の家を「01」対象とする。
- ② 地図の道路に沿って2軒おきに「02」「03」・・・の対象番号をふる。
- ③ その際、工場や事務所は除いて数える。

## 2. 個人の抽出

対象となった世帯を訪問したら、あいさつ状を見せ、調査の概要を話し、その調査の対象者として、性・年齢別にみているいろいろな層の人から意見を聞きたい旨を説明し、次の手順で対象者個人を抽出する。

- ① その調査の対象となる適格者が当該世帯に何人いるかを聞く。  
※ 訪問時にいた人数ではなく、通常該当世帯で起居を共にしている人数を答えてもらう。  
↓
- ② 適格者数がわかったら、「誕生日法」（訪問の日以降に、一番早く誕生日を迎える適格者を抽出する方法）により、対象者を決定する。  
↓
- ③ 対象者となった人の正確な住所・氏名（カタカナ可）・生年月日（又は年齢）を聞き、対象者名簿に記入する。通常の抽出名簿と同様に、その対象者で調査が完了できなかった場合は不能（欠票）とし、不能理由を記入する。

---

（例）対象世帯に適格者が4人（A、B、C、Dさん）いる場合の「誕生日法」による抽出

※ 年齢に関わらず訪問日以降（訪問日含む）一番早く誕生日が来る適格者を抽出する。

Aさん……昭和19年2月10日生まれ
Bさん……昭和21年8月27日生まれ
Cさん……昭和49年5月23日生まれ
Dさん……昭和51年11月19日生まれ

- イ) 訪問日が5月10日の場合 → Cさんを対象者として抽出  
ロ) 訪問日が5月24日の場合 → Bさんを対象者として抽出  
ハ) 同じ誕生日の適格者二人（以上）から対象者を抽出する場合は、生まれ年がもっとも早い者を抽出